

令和4年第4回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和4年12月 7日

閉 会 令和4年12月 9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（12月7日）

出席議員 8名

| | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 小 鹿 重 一 君 | 2番 | 川 崎 憲 二 君 |
| 3番 | 久 慈 省 悟 君 | 4番 | 柿 崎 裕 二 君 |
| 5番 | 森 弘 美 君 | 6番 | 吉 田 勉 君 |
| 7番 | 坂 本 豊 君 | 8番 | 木 村 修 君 |

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|-----------|
| 村 長 | 久 慈 修 一 君 |
| 教 育 長 | 吉 崎 博 君 |
| 会 計 管 理 者 | 八木澤 琴 美 君 |
| 総 務 課 長 | 小 松 生 佳 君 |
| 税 務 課 長 | 高 田 一 憲 君 |
| 住 民 課 長 | 佐 藤 一 仁 君 |
| 健 康 福 祉 課 班 長 | 越 田 秋 彦 君 |
| 教 育 課 長 | 木 村 伸 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 高 田 徹 君 |
| 建 設 課 長 | 稲 葉 正 明 君 |

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

| | |
|---------------|------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 川 孝 治 君 |
| 議 会 事 務 局 次 長 | 坂 本 ゆ かり 君 |

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3 番 久 慈 省 悟 君

4 番 柿 崎 裕 二 君

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案の上程・提案理由の説明

議案第53号 蓬田村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第54号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第55号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例案

議案第56号 蓬田村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正す
る条例案

議案第57号 蓬田村職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を
改正する条例案

議案第58号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第59号 公益的法人等への蓬田村職員の派遣等に関する条例の一部を改
正する条例案

議案第60号 蓬田村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改
正する条例案

議案第61号 蓬田村ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例案

議案第62号 蓬田村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第63号 蓬田村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第64号 蓬田村職員の再任用に関する条例の廃止について

議案第65号 第4次蓬田村総合計画策定の件

- 議案第66号 令和4年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）案
- 議案第67号 令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案
- 議案第68号 令和4年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案
- 議案第69号 令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案
- 議案第70号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第6 議案第53号 蓬田村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第7 議案第54号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第8 議案第55号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第9 議案第56号 蓬田村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第57号 蓬田村職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第58号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第59号 公益的法人等への蓬田村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第13 議案第60号 蓬田村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第61号 蓬田村ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第15 議案第62号 蓬田村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第16 議案第63号 蓬田村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 第17 議案第64号 蓬田村職員の再任用に関する条例の廃止について
- 第18 議案第65号 第4次蓬田村総合計画策定の件

午前9時40分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和4年第4回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番久慈省悟君、4番柿崎裕二君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から12月9日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月9日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、12月6日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、東京都内において、9月20日から9月21日まで、全国町村議会議長会主催、町村議会広報研修会が開催され、議員を派遣しました。

10月13日から10月14日まで、西目屋村において、東津軽郡町村議会議長会主催、議長副議長研修会が開催され、議員を派遣しました。

また、常任委員会所管事務調査・研修等、先進地視察のため、10月25日から10月28日まで、茨城県及び東京都に議員を派遣しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第8号蓬田村長村議会議員選挙への選挙公報の発行に関する条例の制定を求める陳情書については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、教育長、会計管理者、各課長の出席を求めました。なお、健康福祉課長については所用のため、欠席する旨の届出が提出されていますので、健康福祉課班長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） おはようございます。

それでは、令和4年9月蓬田村議会定例会後の主なる行事及び会議等について行政報告をいたします。

9月11日日曜日、よもぎた村民祭をふるさと総合センターにおいて開催いたしております。

9月15日、蓬田村敬老会をトレーニングセンターにおいて開催いたしました。

9月26日月曜日ですが、青森県町村会の定期総会が青森市において開催され、これに出席をしております。

9月30日金曜日でございますが、青森地域広域事務組合議会の定例会が消防本部でございます。これに出席をしております。

10月8日土曜日ですが、蓬田小学校の生活発表会が小学校で開催され、出席をしております。

10月12日水曜日、青森圏域連携中枢都市圏市町村長会議が行われました。これは、連携中枢都市圏構想を青森市を中心にして5市町村で編成されているものでありますが、その事業等の総会のようなものでございまして、それを開催したところであります。

その市町村長会議が終了した後、青森県に対する青森圏域重点事業説明会ということで、5市町村の重点事業、言わば要望について青森県知事に説明して、要望した次第でございます。

10月13日木曜日、青森県国有林関係市町村長連絡協議会が青森市で行われました。

10月15日土曜日から16日日曜日にかけて、蓬田中祭、蓬田中学校の文化祭が開催されておりますので、これに出席しております。

10月23日日曜日、蓬田村消防団の秋季火防演習が行われました。蓬田自治会内で想定してやっております。

10月31日月曜日、東青地域づくり懇談会、これは毎年、国土交通省青森河川国道事務所が主催して、東青5市町村でこの地域の問題を話し合う場でございます。これが開催され、出席をいたしているところであります。

11月7日月曜日、蓬田村行政懇談会がふるさと総合センターで開催されております。

11月8日、交通安全県民大会が青森市で開催され、これに出席をいたしました。

11月15日火曜日から同じ11月18日金曜日まで、全国町村長大会並びに加入関係団体の各種大会というのがございまして、これに出席しています。場所は東京都でございます。

11月24日木曜日、明治安田生命保険株式会社との連携協定を6月にやっておりますが、その連携協定に基づきまして寄附金を受領いたしました。

11月25日金曜日、高規格道路建設・道路整備促進青森県総決起大会というものが青森市で開催されて、これに出席をいたしております。

11月29日火曜日、令和4年度第5回蓬田村村議会臨時会を開催してございます。

以上のとおり、主なるものについてご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 議案の上程・提案理由の説明

○議長（木村 修君） 日程第5、議案の上程。今期定例会に提出されております議案18件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。

○村長（久慈修一君） それでは、令和4年第4回蓬田村議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案18件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第53号蓬田村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第54号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第55号蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第56号蓬田村職員の懲戒の手續

及び効果に関する条例の一部を改正する条例案、議案第57号蓬田村職員の分限に関する
手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案、議案第58号職員の育児休業等に関
する条例の一部を改正する条例案、議案第59号公益的法人等への蓬田村職員の派遣等
に関する条例の一部を改正する条例案、議案第60号蓬田村人事行政の運営等の状況の公表
に関する条例の一部を改正する条例案、議案第64号蓬田村職員の再任用に関する条例の
廃止について、以上9件につきましては、国家公務員法等の改正に準じ職員の定年を段
階的に引き上げるとともに、60歳に達した職員の給料月額の特例を定め、地方公務員法
の改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関
し必要な事項を定める等のため提案するものでございます。

議案第61号蓬田村ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
案は、蓬田村ふれあいセンターの入浴料の上限を、青森県公衆浴場入浴料金の価格と同
額にするため提案するものであります。

議案第62号蓬田村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第63号
蓬田村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、個人情報の保護に関する
法律等の改正等に伴い、蓬田村個人情報の保護に関する法律施行条例を定めるために提
案するものであります。

議案第65号第4次蓬田村総合計画策定の件は、総合的かつ計画的な行政運営を図るた
め、第4次蓬田村総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定について提案するもので
あります。

議案第66号令和4年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）案につきまして、ご説明を
申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税519万3,000円、国庫支出金1,380万6,000円など
を増額しております。

次に、歳出の主なるものとして、民生費1,805万7,000円、衛生費780万5,000円などを
増額し、教育費636万3,000円を減額しております。このほかの科目においても所要の経
費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに2,612万円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ25
億3,256万8,000円となるわけであります。

議案第67号令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案につきまし
て、ご説明申し上げます。

歳入として、繰入金72万6,000円を増額し、歳出として、諸支出金72万6,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに72万6,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億8,578万円となるわけであります。

議案第68号令和4年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、支払基金交付金589万3,000円、繰入金762万5,000円などを増額しております。次に、歳出の主なるものとして、保険給付費1,992万3,000円、地域支援事業費190万円などを増額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに2,197万3,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億112万8,000円となるわけであります。

議案第69号令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、繰入金124万9,000円などを増額し、後期高齢者医療保険料26万5,000円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費60万7,000円、諸支出金38万1,000円を増額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに136万4,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ9,072万円となるわけであります。

議案第70号蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を得るために提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げますが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

日程第6 議案第53号 蓬田村職員の定年等に関する条例の一部を改正する
条例案

○議長（木村 修君） 次に、議案の審議を行います。

日程第6、議案第53号蓬田村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第53号蓬田村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

提案理由といたしまして、国家公務員法等の改正に準じ職員の定年を段階的に引き上げるとともに60歳に達した職員の給料月額の特例を定め、地方公務員法の改正に伴い管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定める等のために提案するものでございます。

中身の説明ですけれども、国家公務員法の定年の段階的引上げ、改正法では原則65歳、今は60歳でありますけれども、65歳等を内容とする国家公務員法等改正法及び国家公務員と同様に管理監督職勤務上限年齢制、役職定年制や、定年前再任用短時間勤務制の導入等を内容とした改正法が令和5年4月1日に施行されること、またこれに関連して、国家公務員法等改正法による一般職の職員の給与に関する法律、給与法ですけれども、改正により、当分の間、60歳を超える職員の給与月額は、60歳前の7割水準に設定する措置が同じく同日から講じられること等を踏まえ、次のように関係条例を改正するものです。

国の一般職の定年、国家公務員の一般職員の定年が年齢の65歳までとされて、5年4月1日から2年ごとに段階的に引き上げるものとされたことを踏まえて、国に準じて措置するものでございます。ちなみに、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに60歳となる職員に関しては定年が61歳、令和7年4月1日から令和9年3月31日までに60歳となる職員については定年が62歳、令和9年4月1日から令和11年3月31日までに60歳となる職員は定年が63歳、令和11年4月1日から令和13年3月31日までに60歳となる職員は定年が64歳、令和13年4月1日以降60歳となる職員については定年が65歳となるものでございます。

それに伴って、定年の引上げに伴って、管理監督職の勤務上限年齢は60歳といたしまして、60歳到達後の職員の給料月額の水準を引き下げることにいたします。当分の間、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日、これを特定日といいますけれども、以後

の給料月額は、その者に適用される給料表の職務の級及び号給に応じた額の7割とする
ものでございます。

内容といたしましては、以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 定年がやがて65歳になるというのは分かりましたけれども、ちよ
っと文言の定年前再任用短時間勤務職員、これ、もうちょっと説明してくれませんか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 定年は65歳まで延びるわけですがけれども、その前の方の分の、
退職した場合、再任用を受けられるわけですがけれども、その再任用を受けるときには、
1日いっぱい通しでやる、フルに出るパターンと、それから時間、例えば3時間とか半
日、4時間とかという、そういう時間で勤務される方法もできますので、その時間で勤
務されるほうの分を新たに導入するということになります。

以上です。

○議長（木村 修君） 1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 分かりました。その時間の選択というのは、あらかじめ、適用を
受ける人が申し込むといえますか、このようにしたいですよというような、そういう選
択制になっているわけですか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今も再任用の申込みについては、本人が再任用を受けたいと
いうことで申請をする形になってございます。そのときに、1日通してフルの分なのか、
それともその時間で、自分は時間のほうが良いということで短時間を選択するか、それ
を本人が申請時に選べるようになってございます。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 定年が延びたときに、退職金というのは、基準は、定年が延びる
とまた退職金も増えていくということになるのでしょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） ちょっとその詳しい、これから定年が延びるわけで、もち
ろん定年になっても、給料月額が支払われるということになることにおいては、やはり
退職時には退職金が出るわけで、その部分は掛金として、やはりその分、期間、加算さ

れて、退職金が支払われるということになると思います。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第54号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第7、議案第54号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第54号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

提案理由といたしまして、国家公務員法等の改正に準じ職員の定年を段階的に引き上げるとともに60歳に達した職員の給料月額の特例を定め、地方公務員法の改正に伴い管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定める等のために提案するものでございます。

これに関しても、理由といたしましては、先ほどの条例と同じで、国家公務員法の定年の段階的な引上げ、それから管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入を内容とした法改正が行われて、5年4月1日に施行されることに伴って、これに関連をして条例の改正を行うものでございます。

内容については、詳細については割愛させていただきます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第55号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第8、議案第55号蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第55号蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

提案理由といたしましては、国家公務員法等の改正に準じ職員の定年を段階的に引き上げるとともに60歳に達した職員の給料月額の特例を定め、地方公務員法の改正に伴い管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定める等のために提案するものでございます。

これも、先ほどの2つと同様、国家公務員法の定年の段階的な引上げ、それから管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入を内容とした法改正が行われたため、関係条例の改正をするため提案するものでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第56号 蓬田村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第56号蓬田村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第56号蓬田村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

提案理由は、国家公務員法等の改正に準じ職員の定年を段階的に引き上げるとともに60歳に達した職員の給料月額の特例を定め、地方公務員法の改正に伴い管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定める等のため提案するものでございます。

国家公務員の定年の段階的な引上げとともに、管理監督職勤務上限年齢制、それから定年前再任用短時間勤務制の導入等の法改正がありましたので、それに関連した条例の改正で提案したものでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第57号 蓬田村職員の分限に関する手続及び効果に関する
条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第10、議案第57号蓬田村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小松生佳君) 議案第57号蓬田村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

国家公務員法等の改正に準じ職員の定年を段階的に引き上げるとともに60歳に達した職員の給料月額の特例を定め、地方公務員法の改正に伴い管理監督職勤務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定める等のため提案するものでございます。

説明は、前議案と同じですので割愛させていただきます。

以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第58号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例案

○議長(木村 修君) 日程第11、議案第58号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小松生佳君) 議案第58号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

国家公務員法等の改正に準じ職員の定年を段階的に引き上げるとともに60歳に達した職員の給料月額の特例を定め、地方公務員法の改正に伴い管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定める等のため提案するものであります。

内容については、前までの説明と同じですので割愛させていただきます。

以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、終わります。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第59号 公益的法人等への蓬田村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第12、議案第59号公益的法人等への蓬田村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小松生佳君) 議案第59号公益的法人等への蓬田村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案。

公益的法人等への蓬田村職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしましては、国家公務員法等の改正に準じ職員の定年を段階的に引き上げるとともに60歳に達した職員の給料月額の特例を定め、地方公務員法の改正に伴い管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定める等のため提案するものでございます。

この公益的法人と言われるものでありますけれども、ここで想定されておりますのは、社会福祉法人の蓬田村社会福祉協議会、ここに職員の派遣をするためにということで、この条例がございまして、その条例の改正をするものでございます。

内容につきましては、前までのと同じですので割愛させていただきます。

以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第60号 蓬田村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第13、議案第60号蓬田村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小松生佳君) 議案第60号蓬田村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

提案理由といたしましては、国家公務員法等の改正に準じ職員の定年を段階的に引き上げるとともに60歳に達した職員の給料月額の特例を定め、地方公務員法の改正に伴い管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定める等のため提案するものでございます。

これも前までの説明と同じですので、説明に関しては割愛させていただきます。

以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 討論もないようですから、終わります。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第61号 蓬田村ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第14、議案第61号蓬田村ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課班長。

○健康福祉課班長（越田秋彦君） 議案第61号蓬田村ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由としまして、蓬田村ふれあいセンター入浴料の上限を、青森県公衆浴場入浴料金の価格と同額にするために提案するものであります。

新旧対照表をご覧ください。

別表の表中、中人、6歳以上12歳未満の入浴料の上限を「140円」から「150円」へ改正するものです。

なお、この条例は令和5年1月1日から施行するものです。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 実際、この子供たちの入浴料金は今現在幾らで、来年から10円引き上げることになるのでしょうか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課班長。

○健康福祉課班長（越田秋彦君） 今現在は、大人が380円、中人が140円、子供が50円というふうになっております。実際は1月1日から10円引き上げられる可能性があるということでございます。可能性といいますか、10円引き上げられるということでございます。

以上です。

○7番（坂本 豊君） ちょっと聞き取れなかったのです。今現在、この6歳以上12歳未満は幾ら、料金は。（「140円です」の声あり）今現在140円。（「はい」の声あり）

○議長（木村 修君） 7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 実際、この条例が改正された後、1月からは、実際の料金は幾ら

になるのでしょうか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課班長。

○健康福祉課班長（越田秋彦君） 実際は150円になる予定です。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第62号 蓬田村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第15、議案第62号蓬田村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第62号蓬田村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

蓬田村個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

提案理由といたしまして、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の改正に伴い、蓬田村個人情報の保護に関する法律施行条例を定めるため提案するものでございます。

内容ですけれども、令和5年4月1日より、特別地方公共団体を含む地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、令和3年5月12日成立の同月19日公布済

みでありますけれども、第51条の規定により、改正された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定が適用されることになりまして、今回制定するものでございます。

今回の改正によって、個人情報の保護と利活用についての全国的な共通ルールが規定されたことで、各地方公共団体間での個人情報保護条例の規定、運用の相違により生じていた施策上の不均衡・不整合が是正され、個人情報保護法の目的である、個人情報の有用性に配慮した個人の権利・利益の一層の保護が図れることが期待されるものとして、条例が改正されるものでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、終わります。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第63号 蓬田村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定
について

○議長（木村 修君） 日程第16、議案第63号蓬田村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第63号蓬田村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。

蓬田村情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように定めるものであります。

提案理由といたしまして、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の

改正に伴い、蓬田村情報公開・個人情報保護審査会条例を定めるために提案するものでございます。

内容についてですけれども、今まで蓬田村情報公開審査会というものと蓬田村個人情報保護審査会というものと2つに分けて設置していましたが、これを青森県に合わせまして、調査審議等の手続については、情報公開と個人情報保護の両方に共通のものとしたしまして、手続の整合を確保することが適当であると判断されることから、審査会の条例を新たに制定するものでございます。

なお、行政不服審査法に関しては適用除外をされてございます。具体的には、行政不服審査会（平成26年法律第68号）で制定されている規定に合わせる形で審査会条例を改めて制定するものでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第64号 蓬田村職員の再任用に関する条例の廃止について

○議長（木村 修君） 日程第17、議案第64号蓬田村職員の再任用に関する条例の廃止についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第64号蓬田村職員の再任用に関する条例の廃止について。蓬田村職員の再任用に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものであります。これも定年制、国家公務員法等の改正に準じ職員の定年を段階的に引き上げるととも

に60歳に達した職員の給料月額の特例を定め、地方公務員法の改正に伴い管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定める等のため提案するものでございます。

要は、定年前再任用短時間勤務職員等で制定されるものでありまして、この条例が必要なくなったため、これを廃止するものでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第65号 第4次蓬田村総合計画策定の件

○議長（木村 修君） 日程第18、議案第65号第4次蓬田村総合計画策定の件を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第65号第4次蓬田村総合計画策定の件。

第4次蓬田村総合計画を別紙のとおり策定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第4次蓬田村総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定について提案するものでございます。

概要ですけれども、前計画であります第3次蓬田村総合計画、これは前期の計画期間が平成24年から平成28年、後期計画の期間が平成29年から令和3年までの計画期間が終了したため、村における各分野での目指すべき姿を掲げ、その方向性を示すために、新

たに第4次蓬田村総合計画を策定しました。

構想は基本構想で10年間で、前期基本計画期間が令和4年度から令和8年度までの5年間です。後期基本計画期間は令和9年度から令和13年度までとなっております。

なお、この計画の策定に当たっては、令和4年11月4日付で村から蓬田村長期総合計画審議会に対して諮問し、令和4年11月15日付けで蓬田村長期総合計画審議会より妥当である旨の答申がございました。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 29ページなのですが、ちょっと、ちらっと読んでみたのですが、水産資源の維持という4番目のところに、冬期間における住宅・道路からの雪の投棄という文言があるわけです。それで、陸奥湾の水質汚染の原因になっているということになるので、役場が車庫のところ、それから広瀬のところに雪捨場があるので、こういう雪を投棄しておいて、こういう文言があるということが、何か違和感があります。

それから、もう一つは32ページの上段のところに、わら焼きの対策ということがあります。わら焼き防止条例というのが県ではあるのですが、このわら焼きのところには、もみ殻は焼いてもいいのかどうかというのがちょっと分からないので、もし分かっていたら説明していただけませんか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） まず、29ページのその冬期間における住宅・道路からの雪の投棄ということですが、これは逆の解説になっていまして、水産資源の維持をするためにはこういうことはしてはいけないという文言になっているのですが、一応それが計画上は、水産の水質汚染に当たる部分になりますので、本来は雪の捨場としてはふさわしくないのしょうけれども、実際、青森市とかを見ていると、漁港に雪の投棄をしていますので、それは致し方ないことなのかなと思いますが、できればそういうことを避けたいというのが、あくまでも計画上の目標として掲げてあります。

それから、32ページのわら焼き対策の稲わら有効だけということになってはいますが、稲わらだけとは限らないと思いますので、もみ殻もということにはなろうかと思いますが、もみ殻はライスセンターのところにもみ殻の堆肥施設等がありますので、そういうところを活用していただきたいということで、できればそういう焼却はご遠慮し

ていただきたいということに考えてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。2番川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） この策定、計画の策定ということですが、これに当たり、職員は全職員が関わっているのでしょうか。意見等を含めて。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 最終的には総合計画審議会で諮るわけですが、その前段階といたしましては、担当者レベルと、それから課長レベルと、2段階の会がございまして、その中で一応各事業に関しては検討をして、実現できるような計画を上げているという形になってございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 2番川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） この資料にもありますとおり、全国どこでも人口減というのがありまして、これを見ても10年後には1,600人と、900人ぐらい減少するような形で推移して、推移のことを書かれているのですけれども、私も、できればずっと蓬田村には住みたいと思っておりますので、ぜひともこの計画が絵に描いた餅にならないように、全職員で意思統一いたしまして今後計画、目標に向かってやっていただければと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時37分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年 2月21日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 久 慈 省 悟

会議録署名議員 柿 崎 裕 二